

入札心得書

- 1 一般競争入札に参加しようとする者は、公告及び本心得書を熟読の上、入札してください。
- 2 現物と公告物件の数量とが符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 3 入札に関し町に提出する書類に押印するについて
 - (1) 本人は、印鑑登録しているはんこ（実印）を用いてください。
 - (2) 委任を受けた代理人は、全ての書類に同一のはんこを用いてください。
- 4 入札に参加できる者は、入札参加承認書を持参の本人で、入札保証金の領収書（原本に限る。）を提示し、入札保証金の納付の確認を完了した上、入札開始時間までに入札会場に入室していたものとし、

また、委任を受けた代理人の場合は、入札参加承認書及び委任状並びに代理人の誓約書を持参し、入札保証金の納付の確認を完了した上、入札開始時間までに入札会場に入室していた者とし、

なお、1物件につき、複数の者から委任を受けた代理人は、入札に参加できません。
- 5 入札者は、入札前に入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を現金で納付しなければなりません。
- 6 入札者は、町が当日配付する入札書に入札金額を記載して提出してください。
- 7 入札書には、本人の住所及び氏名を記入の上、登録しているはんこを押印してください。

また、委任を受けた代理人の場合は、代理人の住所及び氏名を記入の上、委任状に押印している代理人の印を使用しなければなりません。

なお、入札書は、鉛筆その他消散しやすいもので記入してはいけません。
- 8 提出された入札書は、いかなるがあっても引換え、変更又は取消しを行うことができません。
- 9 次のいずれかに該当する入札は、無効（失格）とします。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員が入札したとき。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者が入札したとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者が入札したとき。

なお、警察当局から排除要請がある者とは、松前町土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書に基づき次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいいます。

 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (7) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(注)「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、観察処分を受けた団体及びその構成員又はその関係者

(5) 松前町税の滞納がある者が入札したとき。

(6) 入札者が同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札をしたとき。

(7) 入札者が他の入札者の代理人として入札したとき。

(8) 入札者が連合して入札したと明らかに認められたとき。

(9) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。

(10) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

(11) 入札書の金額、記名及び押印その他必要記載事項を確認できないとき。

(12) 入札者の代理権限のない者が入札したとき。

(13) 入札者が入札金額を訂正した入札をしたとき。

(14) 入札者が公告又は本心得書の条項に違反したとき。

(15) 入札に関し町の担当者の指示に従わなかったとき。

(16) 入札関係提出書類に虚偽の記載があったとき。

10 郵便による入札は、認めません。

11 入札の執行回数は、1回とします。

12 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札会場に出席しない場合、異議申立は、できません。

13 入札は、町の予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、町の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が9(3)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、町の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要

請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

14 入札保証金は、落札者を除き、指定する口座へ振替にて還付します。

落札者の入札保証金は、契約締結後前段に準じて還付します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、当該入札者に係る保証金は、還付します。

15 落札者が落札決定の日から起算して20日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は、町に帰属することになります。

16 落札者は、契約の際、契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の契約保証金を現金で納付しなければなりません。

なお、落札者が入札保証金の還付を求めない場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。契約締結と同時に売買代金を一括納付する場合は、契約保証金は、免除とします。

17 共有での取得を希望される場合は、共有名義で入札に参加してください（落札後の変更は、原則として認めません。）。

18 本心得書に定めのない事項は、松前町財務規則（昭和62年松前町規則第2号）の定めるところによって処理します。